

品川区旅館業に関する条例改正骨子案

1 これまでの経緯

旅館営業については、宿泊需要の拡大を受けて平成 30 年に旅館業法の規制が緩和され、現在はポストコロナの観光需要が増加したことを背景に、許可件数や相談件数が増加傾向にある。

品川区内においても、一戸建て住宅や集合住宅として建築された建物を旅館にする等、小規模宿泊施設の営業が増加した。事前周知が不足した状態で旅館営業が開始されることに対する不安や、宿泊者に起因する騒音やごみの排出等のトラブルについて、周辺住民から相談が寄せられるようになった。

2 改正趣旨

旅館業の適切な運営を推進し、周辺住民の生活環境への悪影響を防止するため、品川区旅館業に関する条例を改正する。

3 主な改正内容

【事前の周知、説明等】

周知不足によるトラブルを防止し、営業者と周辺住民との円滑な関係を維持するため、旅館業の許可申請者に対して次の事項を義務付ける。

ア 許可の申請を行う日の少なくとも 15 日前から当該許可を受けるまでの間、施設の概要、苦情の連絡先等必要な事項を掲示し、その旨を区長に届け出ること。

イ 周辺住民等（許可申請予定施設の敷地の境界線からの水平距離が 30 メートル程度の範囲内の敷地および敷地内建築物の所有者（公道に接しない場合は私道の所有者））に対し、施設の概要、苦情の連絡先等必要な事項について説明会を開催し、当該周知に係る記録を作成すること。

ウ 施設が存する地域の町会・自治会から説明会の開催や個別説明の要望があった場合は、当該町会・自治会に対して対面により説明し、当該説明に係る記録を作成すること。

【営業者の遵守事項】

(1) 営業の種別ならびに苦情および問合せに対応する者の連絡先の表示

旅館業の施設の入口その他の公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称、営業の種別ならびに営業者および周辺住民等からの苦情および問合せに対応する者の連絡先を表示すること。

(2) 宿泊者への注意事項の事前説明

宿泊者に対し、宿泊者が気を付けるべき周辺の生活環境への配慮に関する注意事項を事前に説明すること。

(3) 国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任

国内に住所を有しない個人事業者は、国内在住かつ苦情や緊急事態に対応できる代理人を選任すること。

(4) 周辺住民からの苦情や問い合わせへの対応

周辺住民から寄せられる苦情や問い合わせ等に対して、適切かつ迅速に対応すること。

【営業従事者の常駐】

(1) 営業従事者の常駐

施設の管理、利用者対応、周辺住民等からの苦情および問合せへの対応、緊急時の措置その他適正な運営に必要な業務を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。

(2) 営業従事者が常駐するための構造設備

営業従事者が常駐できるための設備を設けること。

以上